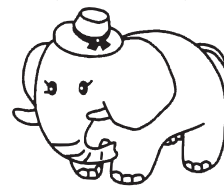


年度更新の手続きについて

「賃金等の報告」は**4月17日(月)必着!**

— 必ずお読みください —

幸せの象 グルンバ
(事務組合シンボルマーク)



年度更新手続きとは

労働保険（雇用保険と労災保険の総称です）の保険料は、下記の方法で算出されます。

● 期 間：毎年4月1日から翌3月31日までの1年間（これを保険年度といいます）

● 計算式：「保険料」＝「賃金総額※1」×「保険料率※2」

※1 当該事業場で使用されている全ての労働者に支払うものをいいます。

※2 業種ごとに定められています。令和4年度の保険料率は次ページをご参照ください。また令和5年度の保険料は浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認ください。

保険料は、保険年度の当初に見込額（概算保険料）を納め、保険年度末に賃金総額が確定時点で確定保険料を算出して、差額を精算します。この精算と、新年度の概算保険料の申告・納付を同時に行うことを、「年度更新手続き」といいます。

事務組合は、皆様からご提出いただく「賃金等の報告」により算出される保険料を、一括して政府に納付しますので、**一事業場でも「賃金等の報告」の提出・保険料の納付が遅れますと、全事業所分の更新手続きができません。**提出期限等を厳守いただきますよう、お願い申し上げます。

「賃金等の報告」について

同封の記入例に沿って、「賃金等の報告」をご記入ください。※記入例内の「前年度」は「令和4年度（令和4年4月1日～令和5年3月31日）」を表します。「今年度」は「令和5年度（令和5年4月1日～令和6年3月31日）」を表します。「労働者（被保険者）・特別加入者の具体的範囲一覧表」や「保険料算定の基礎となる賃金」については、浜松商工会議所労働保険事務組合のホームページからご確認ください。「賃金等の報告」を記入する前に、必ずご確認ください。

作成から提出まで簡単!

年度更新書類の提出には、**ホームページからの提出が便利**です。詳しくは、右の二次元コードまたは浜松商工会議所労働保険事務組合ホームページ内の「年度更新書類をホームページから提出する方法」をご確認ください。

ホームページは
こちら



LINE 公式アカウントは
こちら



労働保険料の納期・口座振替金融機関

令和5年度保険料の納入日は、6月26日です（※三分割の場合は6月26日、9月25日、12月25日）。口座振替の場合は、「静岡銀行」、「浜松磐田信用金庫」、「遠州信用金庫」、「静岡中央銀行」、「清水銀行」、「スルガ銀行」の6行が対応可能です。振込から口座振替へ変更を希望する場合は、速やかに事務組合までご連絡ください。

特別加入について

- ① 特別加入とは
労災保険は、本来労働者（他人従業員）を対象としている制度であるため、法人役員及び個人事業主やその家族従業員のようないわゆる使用者側の立場の方は、加入することができません。しかし当事務組合のような労働保険事務組合に事務委託をし、「労災保険の特別加入制度」を利用することによって、このような方々も労災の適用を受けられます。
- ② 特別加入に関する留意事項
特別加入は、業務に従事している法人役員や家族従業員等（労働者とならない者）の **対象者全員が加入しなければなりません。（包括加入）**
常態として労働者を使用しなくなった場合や継続して労働者を使用（年間100日以上）していない場合は、特別加入できません。たとえば就業時間内や平日であっても労災の対象となりませんので、脱退の手続きをお取りください。
- ③ 特別加入者の労災適用の範囲
特別加入者は、就業時間以外の残業や、休日における特別加入者だけの作業は使用者としての行為となり、原則その部分のケガについては労災の対象となりません。（継続した業務については対象となる場合があります）
- ④ 特別加入者の休業補償の範囲
特別加入者が業務上のケガにより仕事を休んだ場合の休業補償は**全部労働不能**が原則です。入院期間以外の自宅療養等については、請求期間の全てについて補償がされるわけではありません。
※全部労働不能とは、ケガをする以前に従事していた仕事ができなくなるだけでなく、自宅療養中の電話番号、従業員に対しての指揮命令等も含めた、一切の労働が不能となる状態を指します。

特別加入者・業種別年間保険料一覧表（保険料は年額・単位円・抜粋）

令和5年はホームページをご確認ください
令和4年4月1日現在

給付基礎日額(単位円)																				
保険料算定基礎額(年額:単位千円)		3,500円	4,000円	5,000円	6,000円	7,000円	8,000円	9,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円	24,000円	25,000円			
分類	番号	事業の種類	保険料率/1000	1,277	1,460	1,825	2,190	2,555	2,920	3,285	3,650	4,380	5,110	5,840	6,570	7,300	8,030	8,760	9,125	
建設事業	32	道路新設事業	11	14,047	16,060	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	48,180	56,210	64,240	72,270	80,300	88,330	96,360	100,375	
	33	舗装工事業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125	
	35	建築事業	9.5	12,132	13,870	17,338	20,805	24,273	27,740	31,208	34,675	41,610	48,545	55,480	62,415	69,350	76,285	83,220	86,688	
	38	既設建築物設備工事業	12	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500	
	36	機械装置の組立又は据付の事業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
製造業	37	その他の建設事業	15	19,155	21,900	27,375	32,850	38,325	43,800	49,275	54,750	65,700	76,650	87,600	98,550	109,500	120,450	131,400	136,875	
	41	食料品製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750	
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500	
	44	木材又は木製品製造業	14	17,878	20,440	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	61,320	71,540	81,760	91,980	102,200	112,420	122,640	127,750	
	45	パルプ又は紙製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
	46	印刷又は製本業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938	
	47	化学工業	4.5	5,747	6,570	8,213	9,855	11,498	13,140	14,783	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	36,135	39,420	41,063	
	48	ガラス又はセメント製造業	6	7,662	8,760	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	48,180	52,560	54,750	
	66	コンクリート製造業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625	
	62	陶磁器製品製造業	18	22,986	26,280	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	78,840	91,980	105,120	118,260	131,400	144,540	157,680	164,250	
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26	33,202	37,960	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	113,880	132,860	151,840	170,820	189,800	208,780	227,760	237,250	
	50	金属精錬業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
	51	非鉄金属精錬業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875	
	52	金属材料品製造業	5.5	7,024	8,030	10,038	12,045	14,053	16,060	18,068	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	44,165	48,180	50,188	
	53	鋳物業	16	20,432	23,360	29,200	35,040	40,880	46,720	52,560	58,400	70,080	81,760	93,440	105,120	116,800	128,480	140,160	146,000	
業	54	金属製品製造業又は金属加工業	10	12,770	14,600	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	43,800	51,100	58,400	65,700	73,000	80,300	87,600	91,250	
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
	56	めっき業	7	8,939	10,220	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	30,660	35,770	40,880	45,990	51,100	56,210	61,320	63,875	
	56	機械器具製造業	5	6,385	7,300	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	21,900	25,550	29,200	32,850	36,500	40,150	43,800	45,625	
	57	電気機械器具製造業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
	58	輸送用機械器具製造業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500	
	59	船舶製造又は修理業	23	29,371	33,580	41,975	50,370	58,765	67,160	75,555	83,950	100,740	117,530	134,320	151,110	167,900	184,690	201,480	209,875	
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	4,470	5,110	6,388	7,665	8,943	10,220	11,498	12,775	15,330	17,885	20,440	22,995	25,550	28,105	30,660	31,938	
	61	その他の製造業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
運輸	71	交通・運輸事業	4	5,108	5,840	7,300	8,760	10,220	11,680	13,140	14,600	17,520	20,440	23,360	26,280	29,200	32,120	35,040	36,500	
	72	貨物取扱事業	9	11,493	13,140	16,425	19,710	22,995	26,280	29,565	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	72,270	78,840	82,125	
その他事業	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375	
	91	清掃、火葬又は畜の事業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625	
	93	ビルメンテナンス業	5.5	7,024	8,030	10,038	12,045	14,053	16,060	18,068	20,075	24,090	28,105	32,120	36,135	40,150	44,165	48,180	50,188	
	96	倉庫業・営繕業・消毒又は害虫駆除・ゴルフの事業	6.5	8,301	9,490	11,863	14,235	16,608	18,980	21,353	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	52,195	56,940	59,313	
	94	その他の各種事業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375	
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3	3,831	4,380	5,475	6,570	7,665	8,760	9,855	10,950	13,140	15,330	17,520	19,710	21,900	24,090	26,280	27,375	
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5	3,193	3,650	4,563	5,475	6,388	7,300	8,213	9,125	10,950	12,775	14,600	16,425	18,250	20,075	21,900	22,813	
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13	16,601	18,980	23,725	28,470	33,215	37,960	42,705	47,450	56,940	66,430	75,920	85,410	94,900	104,390	113,880	118,625	
	第2種特別加入	自動車運送業一人親方	12	15,324	17,520	21,900	26,280	30,660	35,040	39,420	43,800	52,560	61,320	70,080	78,840	87,600	96,360	105,120	109,500	
		建設業一人親方	18	22,986	26,280	32,850	39,420	45,990	52,560	59,130	65,700	78,840	91,980	105,120	118,260	131,400	144,540	157,680	164,250	

現場の労災保険〈 392185 392655 の場合 〉記入例 (元請工事がない場合)

★書き方動画配信中!ホームページからの提出も受付中!詳しくは「浜松商工会議所 労働保険事務組合」で検索

前年度 (4月1日～3月31日) に完了した元請工事がない場合

(1) 一括有期事業報告書 (建設事業) の記入のしかた

A

様式第7号 (第34条関係) (甲) 労働保険 一括有期事業報告書 (建設の事業)

労働保険番号 221019321851111

事業の名称 事業場の所在地 事業の期間 ① 請負金額の内訳 ② 請負金額の内訳 ③ 労務賃金総額

事業の種類 計

前年度 (元請関係が消滅した日まで) に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

×年 4月 7日

静岡県 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 氏名 (法人のときはその名称及び代表者の氏名) 氏名 電話番号

社会保険 労働者 記載欄

〔注意〕
① 報告書の記載に当たっては、平成19年3月31日までに事業 (工事) を開始したものと、同年4月1日以降に事業 (工事) を開始したものとを別表とすること。
② 社会保険労働者記載欄は、この報告書を社会保険労働者として作成した場合のみ記載すること。

(24.1)

元請工事がない場合は書類 A の提出は不要です。

(2) 労働保険 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 の記入のしかた

① から ⑤ までモレがないように記入してください。
(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

① 該当業種の「請負金額」欄・「賃金総額」欄「合計」欄に「0」を記入します。

② 常時使用労働者数を記入します

③ 新年度に元請工事の見込みがない場合、元請工事高で105万円を見込んで申告します。「2. 前年度と変わる」に○をつけて下記表の該当する見込額を記入します。

業種番号 (例)	賃金見込額	労務費率
35	241千円	23 / 100
38	241千円	23 / 100
37	252千円	24 / 100

④ ● 概算保険料合計が2万円未満の場合＝「1. 一括納付」※分割を希望しても一括になります。
● 概算保険料合計が2万円以上の場合＝「1. 一括納付」または「2. 分割 (3回)」を選択します。

⑤ 代表者の捺印は不要です。

4枚のうち上の3枚を提出していただきます。

特別加入者の年度更新欄

記入もれに注意してください

〔現場労災の特別加入について〕

事業主・役員等の特別加入についてはこの欄で更新等の手続きをします。特別加入の制度内容・基礎日額等については別紙の「特別加入について」の欄をご覧ください。

A 特別加入 (事例1 — 継続)

現在加入されている方は名前と金額が最初から記入されています。

- 前年度と同額¹⁾で更新 (継続) する場合
新年度の基礎日額を「12. 希望する基礎日額」欄に記入します。
※1「10. 承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。
- 前年度から変更して更新 (継続) する場合
「12. 希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者。業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月から適用になります。

B 特別加入 (事例2 — 脱退)

- 脱退する場合は、
「12. 希望する基礎日額」欄に「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。

C 特別加入 (事例3 — 新規)

- 今年度から新たに特別加入する場合は、
「9. 特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12. 希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

B

総括様式第8号

432-8036
浜松市中区東伊場1-1
株式会社 川口塗装
川口 一郎 殿

事業場 TEL 053-452-1111

労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

労働保険番号 221019321851111

事業組合名 浜松商工会議所 (TEL 053-452-1113)

業種番号 35 1. 請負金額 2. 賃金総額 3. 一括有期 4. 常時使用労働者数 5. 事業の概要

1. 一括納付 2. 分割 (3回) 3. 委託給付年月日

9. 特別加入者の氏名 10. 承認された基礎日額 11. 希望する基礎日額 12. 希望する基礎日額

01 カワグチ ハナコ 8000 12 100 02 カワグチ ジョウ 5000 12 100 03 カワグチ タロウ 8000 12 80

別添一括有期事業報告書の明細及び算定基礎賃金等を上記のとおり総括して報告します。

令和 ×年 4月 4日 事業主氏名 株式会社 川口塗装 代表取締役 川口 一郎

静岡県 労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 川口花子 入力用

現場の労災保険〈基幹番号 932185 932655 の場合 932805〉記入例【元請工事がある場合】

★書き方動画配信中!ホームページからの提出も受付中!詳しくは「浜松商工会議所 労働保険事務組合」で検索

前年度(4月1日～3月31日)に完了した元請工事がある場合

(1) 一括有期事業報告書(建設事業)の記入のしかた(①から⑦まで必ず記入してください)

注意 事業の種類ごとに分けてご記入ください。
請負金額は消費税抜きでご記入ください。

① 労働保険番号をご記入ください。下記の総括表の労働保険番号をご参照ください。

② 事業の種類ごとに分けて記入し、業種番号も欄外にご記入ください。(別紙の労働保険率表をご参照ください。)
また一つの工事の請負金額が500万円未満のものは、事業の種類ごとに主たる事業の名称を記入して、他何件とまとめて記入しても差し支えありません。
その場合請負金額・賃金総額欄には、合計金額をご記入ください。

様式第7号(第34条関係)(甲) 労働保険 一括有期事業報告書(建設の事業)

労働保険番号	事業の種類	事業場の所在地	事業の期間	④ 請負金額の内訳	⑤ 賃金総額
1	2	3	4	5	6
22/01932185003	伊藤宅リフォーム工事 他3件	No.38	R4年4月18日からR5年2月24日まで	30,000,000	6,900,000
	西村宅新築工事	No.35	R4年8月1日からR4年8月31日まで	34,000,000	7,820,000
	小田宅屋根補修工事	No.35	R4年12月1日からR5年4月10日まで	9,000,000	2,100,000
	計			64,000,000	14,720,000

前年度中(保険関係が消滅した日まで)に廃止又は終了があったそれぞれの事業の明細を上記のとおり報告します。

× 4 月 17 日

静岡県労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

事業主 株式会社 荒木建築 代表取締役 荒木太郎

住所 浜松市中区東伊場2-7

郵便番号 432-8037 電話番号 053-452-1112

社会保険 労働主 記載欄

③ 請負金額の内訳、請負金額は消費税抜きでご記入ください。

④ 枚数に応じてご記入ください。

⑤ 着工が前年度でも完成が今年度4月以降のものは今年度の確定保険料の対象にはなりません。この場合、当該工事の賃金総額の欄には、「翌年度へ繰越」と記入してください。

⑥ 翌年度へ繰越す金額は計として合算しないでください。

⑦ 代表者の捺印は不要です。

2枚のうち下の1枚を提出していただきます。

(2) 労働保険 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告 の記入のしかた

① から ⑤ までモレがないように記入してください。
(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

※数字の訂正に際しては訂正印は不要です。

特別加入者の年度更新欄

記入もれに注意してください

【現場労災の特別加入について】

事業主・役員等の特別加入についてはこの欄で更新等の手続きをします。特別加入の制度内容・基礎日額等については別紙の「特別加入について」の欄をご覧ください。

A 特別加入(事例1—継続)

現在加入されている方は名前と金額が最初から記入されています。

●前年度と同額で更新(継続)する場合
新年度の基礎日額を「12.希望する基礎日額」欄に記入します。

※1「10.承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。

●前年度から変更して更新(継続)する場合
「12.希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者。業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月から適用になります。

B 特別加入(事例2—脱退)

●脱退する場合は、
「12.希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。

C 特別加入(事例3—新規)

●今年度から新たに特別加入する場合は、
「9.特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12.希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

請負金額は、原則下段に記入

組織様式第8号 労働保険等 一括有期事業総括表 算定基礎賃金等の報告

432-8036 浜松市中区東伊場2-7 株式会社 荒木建築 代表取締役 荒木太郎 殿

事業場 TEL 053-452-1112

労働保険番号 22/01932185003

事業主 株式会社 荒木建築 代表取締役 荒木太郎

住所 浜松市中区東伊場2-7

TEL 053-452-1113

業種番号	事業の種類	1. 請負金額	2. 賃金総額	3. 一括有期事業報告書(建設の事業)の報告
1	林業			
02	木材伐出業			
03	その他の林業			
31	水産物製造、卸売業			
32	道路新設事業			
33	舗装工事事業			
34	鉄道又は軌道新設事業			
35	建築事業	34,000,000	7,820,000	2
38	既設建築物修繕工事	30,000,000	6,900,000	3
36	機械装置の組立又は修繕工事			
37	その他の建設事業			
合計		64,000,000		

9. 特別加入者の氏名

氏名	基礎日額
1 アラキ タロウ	12,120
3 アラキ タカオ	80

10. 承認された基礎日額

氏名	基礎日額
2 アラキ ヒデキ	5000

11. 希望する基礎日額

氏名	基礎日額
1 アラキ タロウ	12,120
3 アラキ タカオ	80

12. 希望する基礎日額

氏名	基礎日額
2 アラキ ヒデキ	5000

令和 × 年 4 月 17 日

事業主 株式会社 荒木建築 代表取締役 荒木太郎

静岡県労働局労働保険特別会計歳入徴収官 殿

作成者氏名 荒木花子 入力用

① 請負金額・賃金総額の欄には、「一括有期事業報告書」より、事業の業種ごとに集計した額を下段に転記してください(賃金総額の欄は千円単位で記入)。但し、翌年度へ繰越す分は除きます。

② 一括有期事業報告書は添付枚数を記入し、常時使用労働者数は必ず人数を記入してください。

③ (新年度の請負金額の見込額)
・昨年と同程度の場合は「1」に○印をつけてください。
・請負見込額が半分に以下に減少するか、2倍以上となる場合は「2」に○印をつけ、請負見込額に、該当業種の労務費率を乗じた、賃金総額を千円以下切り捨てて記入してください。

④ ●概算保険料合計が2万円未満の場合＝
「1.一括納付」※分割を希望しても一括になります。
●概算保険料合計が2万円以上の場合＝
「1.一括納付」または「2.分割(3回)」を選択します。

⑤ 代表者の捺印は不要です。

4枚のうち上の3枚を提出していただきます。

基幹番号
932182の場合
932652の場合

注意 ① から ⑤ までモレがないように記入してください。(③④については未記入の場合、前年度と同内容で更新させていただきます)

※記入した賃金の誤りによる訂正印は不要です。

作成者氏名	鈴木 順子
-------	-------

- (2) もう一度、賃金に算入もれがないか下表(具体例)を参考に確認しましょう。

賃金となるもの		基本給、賞与、臨時に支払われた賃金、遡って昇給した賃金	
		家族手当、住宅手当、 通勤手当 、通勤定期券	
		超過勤務(時間外)手当、精勤手当、皆勤手当、技術給、職階手当、納納手当、奨励手当、能率給、生産手当、補助手当、季節手当、特別作業手当、最盛期手当	
		寒冷地手当、お盆手当、物価手当、勤務地手当、宿直・日直手当、事業主の手を通じたチップ	
		転勤休暇手当(実費弁償的でないもの)、有給休暇の給与、休業手当(労基法第26条)	
賃金とならないもの		労働協約等によって事業主に支払いが義務づけられた所得税、社会保険料等の労働者負担分	
		傷病手当金支払終了後に事業主から支給される給与及び傷病手当金支給前の待期間(3日)に支給される給与(労働協約等に定めのあるもの)	
		出張旅費、赴任手当、移転料、寝具手当、工具手当、車の損料、燃料	
		制服、作業衣、作業服、費用(損料)	
		結婚祝金、死亡弔慰金、出産見舞金、災害見舞金、療養見舞金、傷病見舞金(個人的な吉凶禍福に対して支給されるもの)	
その他		退職金、退職日後の給与	
		祝祭日、創立記念日に特別に支給される給与(労働協約等に定めがなく、恩恵的に支給する場合)、残業をした際等にたまたま支給された夜食	
		海外手当、在外手当(その者が国内勤務に服する場合に支払われるべき給与に対応する部分は賃金と認められる)	
		休業補償費(労基法第76条)(無過失賠償責任に基づき事業主が支払うものであって労働の対価とは認められない)	
		傷病手当金(傷病手当金に付加して事業主から支給される給付額についても恩恵的給付と認められる)、出産手当金	
		脱退給付金付団体定期保険の保険料、会社が全額負担する生命保険の掛金	
		解雇予告手当	

工場・事務所等の労災保険〈基幹番号 932186の場合〉記入例

現場労災以外の労災保険料は賃金から計算します。

(1) 事務所や加工場で働く労働者の「仕事内容」「賃金」を比率分けしましょう。

【例】 株式会社建設は建設現場と事務所の労災保険を適用しており、従業員6名で、労働時間の比率で分けた場合、令和×年4月分の賃金は右表の通りになります（この場合、Aさん・Eさんは、建設現場に8割、事務所に2割の比率で仕事をしています。またCさんは事務所のみの、Bさん・Dさん・Fさんは建設現場のみの仕事です）。従って、事務所分の労災保険料について賃金等の報告の記入については下記の通りになります。

仕事内容を比率分けしましょう

現場作業	事務所業務
80% ← Aさん	20%
100% ← Bさん	
	100% ← Cさん
100% ← Dさん	
80% ← Eさん	20%
100% ← Fさん	

仕事内容の比率により賃金分けをしましょう

従業員	令和×年4月分賃金	建設現場	事務所
Aさん	110,000	80% 88,000	20% 22,000
Bさん	70,000	100% 70,000	
Cさん (高齢者)	63,500		100% 63,500
Dさん	121,200	100% 121,200	
Eさん (役員で労働者扱い)	208,000	80% 166,400	20% 41,600
Fさん	116,000	100% 116,000	
合計	688,700	81.5% 561,600	18.5% 127,100

報告書に計上する賃金額

組機様式第5号

430-0927
浜松市中区旭町153
株式会社 鈴木建設
代表取締役 鈴木 一郎 殿

労働保険番号
府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号 科番号
22 10 19 3 2 1 8 6 0 0 0
雇用保険事業所番号
事務組合名 浜松商工会議所
事業場 TEL 053-452-6789 (TEL: 053-452-1113)

3. 事業の概要 94 4. 特約事業 5. 新年度賃金見込額
建築事業の事務所 1. 該当する 2. 該当しない 3. 前年度と同額 4. 前年度と異なる 5. 委託解除年月日

6. 延納の申請 7. 一括納付 8. 分割 (3回)

1. 労働保険及び一般拠出金対象労働者数及び賃金

月別	(1) 常用労働者		(2) 役員・労働者扱いの者		(3) 臨時労働者		(4) 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
5月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
6月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
7月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
8月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
9月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
令和×年7月	2	200,000	1	100,000			3	300,000
前期計		713,000		349,600				1,062,600
10月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
11月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
12月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
1月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
2月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
3月	2	85,500	1	41,600			3	127,100
令和×年4月	2	300,000	1	120,000				420,000
前期計		813,000		369,600				1,182,600
合計		1,526,000		719,200				2,245,200

訂正印は不要です

2. 雇用保険対象被保険者数及び賃金

月別	(5) 被保険者		(6) 役員で被保険者扱いの者		(7) 合計	
	人員	支払賃金	人員	支払賃金	人員	支払賃金
4月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
5月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
6月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
7月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
8月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
9月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
令和×年7月	2	200,000	1	100,000	3	300,000
前期計		713,000		349,600		1,062,600
10月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
11月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
12月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
1月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
2月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
3月	2	85,500	1	41,600	3	127,100
令和×年4月	2	300,000	1	120,000	3	420,000
前期計		813,000		369,600		1,182,600
合計		1,526,000		719,200		2,245,200

(5)～(7)は記入不要
こちら側は記入しないでください。

9. 特別加入者の氏名 10. 承認された基 11. 承認された基 12. 承認された基

氏名	承認された基	承認された基	承認された基
1 鈴木 一郎	5,000	12 5,000	0.0
2 鈴木 二郎	5,000	12 5,000	0.0
3 鈴木 太郎	5,000	12 5,000	0.0

上記のとおり報告します。
令和×年4月4日 事業主氏名 株式会社 鈴木建設 代表取締役 鈴木 一郎 事業主控

- 特別加入している役員・事業主等の賃金は記入しないように!!
特別加入している方の保険料は下の特別加入者欄の基礎日額から計算します。この欄に記入すると、二重で保険料を支払うことになりますのでご注意ください。
この欄には特別加入者以外の役員で実態が労働者と同様の方の賃金を記入していただきます。
- この欄の計算は次の計算式により算出してください。
(賞与の欄の人数は含めません)
前年度各月末の使用労働者数の合計 = 使用労働者数
12
小数点以下は切捨て (但し、1人未満の場合は「1」としてください。)
- 〈新年度賃金見込額〉
● 前年度と比較して「50%以下に減少する」または「2倍以上に増加する」見込みの場合＝「2」に○印をつけ見込額を記入します。
● それ以外の場合＝「1」に○をつける。
● 委託解除の場合＝「3」に○をつけ委託解除年月日を記入します。この場合、別途書類が必要です。
- 概算保険料合計が2万円未満の場合＝「1.一括納付」※分割を選択しても一括になります。
● 概算保険料合計が2万円以上の場合＝「1.一括納付」または「2.分割 (3回)」を選択します。
- 代表者の捺印は不要です
3枚のうち下の2枚を提出していただきます。

特別加入者の年度更新欄

特別加入者はこの欄で更新等の手続きをします。文中の基礎日額とは別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧」の「3,500円」から「25,000円」までのいずれかの金額です。

A 継続する方

- 前年度と同額^{※1}更新 (継続) する場合
新年度の基礎日額を「12. 希望する基礎日額」欄に記入します。
※1「10. 承認された基礎日額」欄の金額が前年度の基礎日額です。
- 前年度から変更 (増額・減額) して更新 (継続) する場合
「12. 希望する基礎日額」欄にその変更後の基礎日額を記入します。基礎日額の詳細は、別紙「特別加入者・業種別年間保険料一覧表」をご参照ください。※変更は今年度7月から適用になります。

B 脱退する方

- 脱退する場合は、「12. 希望する基礎日額」欄を「=」で消します。この場合、別途書類が必要です。

C 新規加入の方

- 今年度から新たに特別加入する場合は、「9. 特別加入者の氏名」欄に、その者の氏名「12. 希望する基礎日額」欄に、基礎日額を記入します。この場合、別途書類が必要です。

○令和5年度分保険率のお知らせ

雇用保険率表

令和5年度分の概算保険料率

事業の種類	雇用保険率	負担区分	
		事業主	被保険者
一般の事業	$\frac{15.5}{1,000}$	$\frac{9.5}{1,000}$	$\frac{6.0}{1,000}$
建設の事業	$\frac{18.5}{1,000}$	$\frac{11.5}{1,000}$	$\frac{7.0}{1,000}$
農林水産	$\frac{17.5}{1,000}$	$\frac{10.5}{1,000}$	$\frac{7.0}{1,000}$

労災保険率表（主な業種を抜粋）

令和5年度分の概算保険料率（令和4年度より変更なし）

分類	番号	事業の種類	解説（主な内容）	労務費率 ／100	保険率 ／1000
建設事業	32	道路新設工事	道路の新設・改築の事業	19	11
	33	舗装工事業	道路・広場等の舗装、砂利散布の事業	17	9
	35	建築事業	建物の新設の伴う設備工事電気工事を含む	23	9.5
	38	既設建築物設備工事業	既設建築物の内部においての設備事業（外での作業は原則分類番号35）	23	12
	36	機械装置の組立又は据付けの事業	組立又は取付けに関するもの	38	6.5
			その他のもの	21	
	37	その他の建設事業	土木工事・造園工事・道路の改修工事その他の各種建設工事を含む	24	15

分類	番号	事業の種類	保険率 ／1000
製造業	41	食料品製造業	6
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	14
	45	パルプ又は紙製造業	6.5
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5

分類	番号	事業の種類	保険率 ／1000
製造業	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	18
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	26
	52	金属材料品製造業	5.5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業	10
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業	6.5
	55	めっき業	7
	56	機械器具製造業	5
	57	電気機械器具製造業	2.5
その他の事業	58	輸送用機械器具製造業	4
	60	計量器、光学機械、時計等製造業	2.5
	64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5
	61	その他の製造業	6.5
	81	電気・ガス・水道又は熱供給の事業	3
	91	清掃、火葬又はと畜事業	13
	93	ビルメンテナンス業	5.5
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除、ゴルフの事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	94	その他の各種事業	3

こんな時は事務組合にご連絡ください

事業所に関するもの

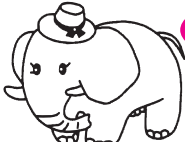
- 代表者に変更があったとき
- 住所変更があったとき 事務所移転等で所在地が変更になった場合
- 社名変更・組織変更があったとき 社名変更や法人成り、有限会社から株式会社へ改組等の変更があった場合
- 業種に変更があったとき 業種転換などにより、当初の届出業種に変更が生じたとき
- 保険料の振替口座を変更したとき 口座振替依頼書の提出が必要
- 従業員（パート・アルバイト含む）がゼロになり今後も雇う見込みがないとき 中小事業主等特別加入されている方は脱退の手続きが必要となります。

従業員に関するもの

- 従業員を新たに採用したとき 雇用保険の被保険者資格取得手続きが必要です。（雇入後3ヶ月を経過している場合は、その間の出勤簿・賃金台帳のコピーが届出の際必要となります）
- 退職したとき 雇用保険の資格喪失手続きと、本人が失業給付の受給を希望する場合は離職票の申請が必要です。（離職理由が定年退職の場合は、就業規則の該当箇所の写しが必要となります）
- 氏名変更があったとき 結婚などにより氏名が変わった場合、雇用保険の被保険者氏名変更手続きが必要です。
- 業務上、通勤途中でケガをしたとき 労災保険の各種給付の請求手続きが必要です。

労働保険事務組合 浜松商工会議所

〒432-8501 浜松市中区東伊場2丁目7-1
TEL：053-452-1113 FAX：053-452-6685



提出期限厳守!